

「宮崎ひなた生活圏づくり」地域課題解決等支援事業費補助金 審査表

実施主体：

市町村：

補助要件		審査		
		該当・非該当	内容	
実施要領 第1関係 (趣旨)	人口減少を背景に、集落の小規模化・高齢化による相互扶助機能の低下や、これまで生活サービスを担ってきた事業者の撤退が進むことが懸念される中、住民自らが地域の課題を共有し、その解決に向けた取組となっているか			
実施要領 第3関係 (実施主体)	(1)地域住民により構成される任意団体 (2)公民館、自治会等の地縁的組織 (3)NPO法人、公益社団法人、一般社団法人 (4)民間事業者 (5)その他知事が補助対象事業者として適当と認める団体			
実施要領 第4関係 (対象事業)	人口減少抑制や生活に必要な機能やサービスの維持・確保に資する、以下に例示する事業で、補助金事業終了後も自立的・持続的な活動が見込まれるものとなっているか（事業の開始や体制づくりに必要な経費を対象とし、経常的な人件費・維持管理費等は対象外）			
	区分	取組の例		
	生活支援関係	ア 移動支援（コミュニティバスの運行、送迎サービス）		
		イ 家事支援（清掃、庭の手入れ）		
		ウ 弁当配達・配食サービス		
		エ 買い物支援（配達・地域商店の運営、移動販売）		
		オ 交流拠点の設置（高齢者、多世代）		
	生活機能の維持	ア 地域商店の運営		
		イ ガソリンスタンドの運営		
		ウ 空き家や里山の維持・管理		
高齢者福祉	ア 高齢者の声かけ・見守り			
	イ 高齢者交流サービス			
実施要領 第5関係 (事業計画書)	実施団体の取組について、地域住民の課題意識や取組事項に関する話し合いの経過や参画の方法が明確となっているか			
	補助終了後に活動を継続するための運営体制が明らかとなっているか			